

役員等の報酬等に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、財団法人全国下請企業振興協会(以下「全国協会」という。)の役員等の報酬及び退職手当並びに委員会の委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の報酬)

第 2 条 常勤の役員には報酬を支給する。報酬の額は、別表 1 のとおりとする。

2 委員会の委員等には、委員会に出席してその職務を行った場合、会長が別に定める額の手当を支給する。ただし、全国協会の役員及び職員並びに会長が別に定める委員会に出席する都道府県下請企業振興協会の役員及び職員については支給しない。

(通勤手当)

第 3 条 常勤役員の通勤手当については、全国協会給与規程に準じて支給する。

(退職手当)

第 4 条 常勤の役員が退職したときは、退職手当を支給する。

2 退職手当の額は、別表 2 のとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 常勤役員の報酬及び退職手当の支給方法については、全国協会職員の例による。

第 6 条 この規定に定めのない事項については、会長が別に定める。

付則 この規程は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

付則 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

役 職 名	専 務 理 事
報 酬 月 額	4 5 0 , 0 0 0 円
期 末 手 当	報酬月額 × 2.1 ヶ月

別表 2

退 職 手 当 の 額	報酬月額 × 在職年数 × 1.6
-------------	-------------------